

部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

別表2（第7条（保険金の請求）関係）

保 険 金 請 求 書 類

| 提出書類 |
|--|
| (1) 保険金請求書 |
| (2) 保険証券 |
| (3) 当社の定める先進医療に関する状況報告書 |
| (4) 先進医療の内容ならびにがんの内容、診断確定内容および診断確定日を証明する医師（注1）の診断書 |
| (5) 先進医療費用の支出を証する書類 |
| (6) 被保険者の印鑑証明書 |
| (7) 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師（注1）に照会し説明を求ることについての同意書 |
| (8) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2） |
| (9) その他当社が普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの |
| （注1）医師とは、被保険者以外の医師をいいます。 |
| （注2）委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委託する場合に必要とします。 |

介護一時金支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

| 用語 | 説明 |
|-----------------|--|
| い 医師 | 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合は、これらの人以外の医師をいいます。 |
| か 介護一時金額 | この特約により補償される要介護状態が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券記載の介護一時金額をいいます。 |
| 介護一時金支払継続契約 | 介護一時金支払保険契約または他の介護一時金支払保険契約の満期日（注）を始期日とする介護一時金支払保険契約または他の介護一時金支払契約をいいます。 （注）満期日は、その介護一時金支払保険契約または他の介護一時金支払契約が満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、「満期日の翌日」と読み替えます。 |
| 介護一時金支払初年度契約 | 介護一時金支払継続契約以外の介護一時金支払保険契約または他の介護一時金支払契約をいいます。 |
| 介護一時金支払保険契約 | この特約が適用される保険契約（注）をいいます。 （注）この特約が適用される保険契約には、当社の他の保険契約のうち当社が認めた保険契約を含みます。 |
| こ 公的介護保険制度 | 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。 |
| 公的介護保険制度の要介護認定等 | 公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定、要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定をいいます。 |
| し 死体の検査 | 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。 |
| た 他の介護一時金補償契約 | 介護一時金支払保険契約以外の当社があらかじめ認めた要介護状態を補償する保険契約または共済契約をいいます。 |
| に 認知症 | 正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に発生した器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。 |

| 用語 | 説明 |
|-------------------|---|
| に 認知症により介護が必要な状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ① 認知症により、次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には別表1（1）に規定する状態をいいます。 ア、寝返りができない状態 イ、立ち上がりができない状態 ウ、歩行等ができない状態 エ、その他の複雑な動作等ができない状態 オ、日常生活上の行為がほとんどできない状態 ② 認知症により、別表1（2）に規定するいくつかの問題行動があるために介護が必要な状態 |
| ね 寝たきりにより介護が必要な状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ① 次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には別表1（1）に規定する状態をいいます。 ア、寝返りができない状態 イ、立ち上がりができない状態 ウ、歩行等ができない状態 エ、その他の複雑な動作等ができない状態 ② 日常生活上的一部の行為において介護が必要な状態。具体的には別表1（3）に規定する状態をいいます。 |
| ひ 被保険者 | この特約により補償の対象となる者であって、この特約の被保険者として保険証券記載の者をいいます。 |
| ふ フランチャイズ期間 | 保険証券記載のフランチャイズ期間をいいます。 |
| ほ 保険金 | この特約により補償される要介護状態が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、介護一時金をいいます。 |
| よ 要介護状態 | 被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 被保険者が公的介護保険制度の第1号被保険者（注1）である場合 公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上の状態 ② 被保険者が公的介護保険制度の第2号被保険者（注2）である場合 公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（注3）に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。 ③ 被保険者が公的介護保険制度の被保険者でない場合 寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態 （注1）第1号被保険者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条（被保険者）第1号に規定する65才以上の者をいいます。 （注2）第2号被保険者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条（被保険者）第2号に規定する40才以上65才未満の者をいいます。 （注3）特定疾病とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条（定義）第3項第2号に定める特定疾病をいいます。 |
| 要介護状態開始日 | 次のいずれか早い日をいいます。 ① 被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ② 被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（注）の効力が生じた日 （注）要介護認定等は、要介護状態区分が「3」以上の場合に限ります。 |
| 要介護状態区分 | 平成11年厚生省令第5号第1条（要介護認定の審査判定基準等）に基づく要介護状態区分をいいます。 |

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した場合に、その要介護状態に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- 当社は、保険期間中に被保険者が要介護状態になった場合に限り、保険金を支払います。
- 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次のいずれかに該当する被保険者の要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
① この介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、保険料領収までの間に発生した要介護状態の原因となった事由による要介護状態（注）
② この介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、保険料領収までの間に開始した要介護状態
③ この保険契約が介護一時金支払継続契約であり、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の原因となった事由が発生した時の介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、その介護一時金支払保険契約の保険料領収までの間であった場合は、その要介護状態の原因となった事由によってその介護一時金支払継続契約の保険期間中に始まった要介護状態（注）
（注）要介護状態には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 本条（1）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ 本条（1）④から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混亂に基づいて発生した事故
 - ⑧ 本条（1）⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑨ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - ⑩ 治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用
 - ⑪ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注5）を持たないで自動車等を運転している間
イ、被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - (2) 当社は、被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 - (3) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者（注1）もしくは保険金を受け取るべき者（注2）が治療をさせなかったことにより、被保険者が要介護状態となつた場合または被保険者の要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - (4) 当社は、要介護状態の原因となった事由（注6）が発生した時が次のいずれかに該当する要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約が介護一時金支払初年度契約である場合は、保険期間の開始時より前
 - ② この保険契約が介護一時金支払初年度契約である場合は、この保険契約が継続されてきた介護一時金支払初年度契約の保険期間の開始時より前。ただし、要介護状態の原因となった事由（注6）が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、その要介護状態の原因となった事由（注6）は、保険期間の開始時以降に発生したものとして取り扱います。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをおいいます。

(注6) 要介護状態の原因となった事由には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）に該当した場合は、介護一時金額を保険金として被保険者に支払います。
- (2) この保険契約が介護一時金支払継続契約である場合において、要介護状態の原因となった事由（注）が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときの当社が支払うべき保険金の額は、次のとおりとします。
- | 要介護状態の原因となった事由（注）
が発生した時 | 保険金の額 |
|--|--|
| ① 介護一時金支払初年度契約が他の介護一時金補償契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初めの介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時より前 | 初めの介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額 |
| ② この保険契約が継続されてきた初めの介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時以降 | 要介護状態の原因となった事由（注）が発生した時の介護一時金支払保険契約の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額 |
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、この保険契約が介護一時金支払継続契約である場

合において、要介護状態の原因となった事由（注）が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、この保険契約の支払条件により算出された額を支払います。

(注) 要介護状態の原因となった事由には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第4条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）

- (1) 保険金支払の対象とならない事由の影響によって、要介護状態の程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったことにより要介護状態の程度が加重された場合も、本条（1）と同様の方法で支払います。
- (注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

第5条（特約の失効）

保険期間の中途において被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、この特約は要介護状態開始日に遡及して効力を失います。

第6条（この特約の保険料の取扱い）

- 第5条（特約の失効）の規定により、この特約が失効となる場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込保険料（注）の全額を一括して当社に払い込まれなければなりません。
- (注) 未払込保険料とは、この特約の分割保険料の総額から既に払い込まれたこの特約の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 被保険者が要介護状態となった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、要介護状態となった日からその日を含めて30日以内に、要介護状態の内容および状況等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは要介護状態の内容を証明する医師の診断書（注1）もしくは公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（注2）の提示を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険金を支払うべき要介護状態であった被保険者が、公的介護保険制度に基づく要介護状態区分の変更（注3）を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（1）または（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 診断書は、当社の定める様式とします。
- (注2) 要介護認定等を証明する書類とは、別表2（4）に規定する書類をいいます。
- (注3) 要介護状態区分の変更には、要介護認定の取消を含みます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（1）に定める時は、被保険者の要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（2）に規定する書類は、別表2に掲げる書類とします。

第9条（当社の要介護状態判定のための要求）

- (1) 当社は、第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）およびこの特約第8条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、要介護状態の内容の判定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。
- (2) 本条（1）の規定による診断または死体の検査のために要した費用（注）は、当社が負担します。

(注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第10条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその要介護状態または要介護状態の原因となった事由（注）について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

(注) 要介護状態の原因となった事由には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第11条（契約年令の計算方法および誤りの場合の取扱い）

- (1) この保険契約の契約年令は、満年令で計算します。
- (2) 保険申込書に記載された被保険者の契約年令に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。
- ① 正しい契約年令が保険契約締結の当時、当社の定める引受対象年令の範囲外であった場合には、この特約は無効とし、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を保険契約者に返還します。

② 正しい契約年令が保険契約締結の当時、当社の定める引受対象年令の範囲内であった場合には、初めから正しい契約年令に基づいて介護一時金支払保険契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれたこの特約の保険料が正しい契約年令に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還し、または追加保険料を請求します。

(3) 当社は、保険契約者が本条(2)②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(4) 本条(2)②の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの特約を解除できるときは、次のいずれかに該当する要介護状態に対しては、当社は、誤った契約年令に基づいたこの特約の保険料の正しい契約年令に基づいたこの特約の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

① 契約年令を誤った介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に発生した要介護状態の原因となった事由(注2)による要介護状態

② 契約年令を誤った介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に開始された要介護状態

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合とは、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

(注2) 要介護状態の原因となった事由には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第12条 (特定疾病等対象外特約が適用される場合の取扱い)

(1) この保険契約に特定疾病等対象外特約が適用される場合において、補償対象外とする疾病についての告知事項を告げた者の要介護状態の原因となった事由が同特約第1条(保険金を支払わない場合)において疾病保険金を支払わないとしている疾病等であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(2) この保険契約に特定疾病等対象外特約が適用される場合であっても、補償対象外とする疾病についての告知事項を告げた者以外の被保険者に対しては、特定疾病等対象外特約の規定を適用しません。

第13条 (被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い)

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型として取り扱います。

① 家族型への変更に関する特約

② 夫婦型への変更に関する特約

③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第14条 (被保険者が複数の場合の取扱い)

この特約の被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約および普通保険約款の規定を適用します。

第15条 (要介護状態区分が変更された場合の読み替え)

公的介護保険制度を定める法令の改正等により「要介護状態区分」に変更があった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、「用語の説明」の「要介護状態」および「要介護状態開始日」の説明の規定を次のとおり読み替えて適用できるものとします。

| 用語 | 説明 |
|------------|--|
| よ 要介護状態 | 寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態をいいます。 |
| 要介護状態開始日 | 被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日をいいます。 |

第16条 (普通保険約款の不適用)

この特約については、普通保険約款基本条項第22条(契約内容の登録)の規定は適用しません。

第17条 (契約時の告知に関する特則)

(1) 普通保険約款基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が介護一時金支払継続契約である場合には、被保険者の疾病的発病の有無については、告知事項とはしません。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、介護一時金支払初年度契約の後に、この保険契約の支払条件について当社の保険責任を加重する場合には、被保険者の疾病的発病の有無についても、告知事項とします。この場合において、普通保険約款基本条項第4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)(2)の規定を適用するときは、当社は、この介護一時金支払保険契約のうち当社の保険責任を加重した部分についてのみ解除することができます。

第18条 (普通保険約款の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)①アからウ、までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

ア. 要介護状態発生の原因

イ. 要介護状態発生の状況

ウ. 要介護状態発生の有無または要介護状態の内容

(2) この特約については、普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)③アからウ、までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

ア. 要介護状態の程度

イ. 要介護状態の原因となった事由と要介護状態との関係

ウ. 要介護状態の状況

第19条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 「用語の説明」関係

(1)

| 区分 | 状態 |
|-----------------------|---|
| ① 寝返りができない状態 | ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまつても、自分では寝返りをすることができない。 |
| ② 立ち上がりができない状態 | ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまつても、自分ではいす、ベッドまたは車いす等に膝をほぼ90度に屈曲させて座っている状態から立ち上がることができない。 |
| ③ 歩行等ができない状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 壁、手すり、いすの背または杖等につかまつても、自分では両足での立位保持(注1)ができない。 イ. 杖、義足、歩行器等を使用しても、または、壁もしくは手すり等につかまつても、自分では片足での立位保持(注2)することができない。 |
| ④ その他の複雑な動作等ができない状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 自分では車いす等への移乗(注3)をすることができない。(注4) イ. 壁または手すり等につかまつても、自分では片足での立位保持(注5)ができない。 ウ. 自分では入浴時の洗身(注6)を全く行うことができない。(注7) |
| ⑤ 日常生活上の行為がほとんどできない状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(注8)も全くすることができない。 イ. 自分では食事を全く摂取することができない。 |

(2) いくつかの問題行動があるために介護が必要な状態とは、次に掲げる項目のうち3項目以上に該当する状態をいいます。

① 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。

② 現在の季節を理解できない。

③ 今いる場所の認識ができない。

④ ひどい物忘れがある。

⑤ まわりのことに関心を示さないことがある。

⑥ 夜間不眠または昼夜の逆転がある。

⑦ 暴言または暴行を行う。

⑧ 同じ話を繰り返したり、口または物を使って不快な音を立てる。

⑨ 大声をだす。

⑩ 介護者の助言や介護に抵抗する。

⑪ 外出中に道に迷う。

⑫ 物を壊すまたは衣類を破く等の破壊行為をする。

⑬ 不潔行為をする。

⑭ 異食行為をする。

⑮ 物を盗られたなどと被害的になることがある。

⑯ 作話をし周囲に言いふらすことがある。

⑰ 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。

⑯ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。

⑯ 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。

⑰ 1人で外に出たがり目を離せないことがある。

⑱ いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。

⑲ 火の始末や火元の管理ができないことがある。

⑳ 周囲が迷惑している性的行動がある。

(3) 日常生活上的一部の行為において介護が必要な状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

① 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(注8)もすることができない。(注9)

② 自分では食事を摂取することができない。(注10)

(注1) 両足での立位保持とは、両足で立った状態において、平らな床の上で立位を10秒間程度保持することをいいます。

(注2) 歩行とは、立った状態から5メートル以上歩くことをいいます。

(注3) 車いす等への移乗とは、ベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、

ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることをいいます。

(注4) 自分で移乗することが可能な場合であっても、他人により事故が起こらないよう見守らることを必要とする状態を含みます。

(注5) 片足での立位保持とは、平らな床の上で両足での立位の後、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のままの立位を1秒間程度保持することをいいます。

(注6) 洗身とは、浴室内でスponジ、手ぬぐい、タオル等に石鹼等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません。

(注7) 介護者はタオル等に石鹼等をつけてもらうことにより、体の一部を自分で洗うことができる状態を含みません。

(注8) 後始末とは、身体のよごれた部分を拭く行為およびトイレ内によごれた部分を拭く行為をいいます。

(注9) 自分で排尿および排せつ後の身体の汚れたところを拭くことができる場合でも、紙の用意およびトイレ内の汚れたところを拭く等の援助が必要な状態を含みます。

(注10) 食事の際に食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の部分的な介助のみを必要とする状態を含みます。

別表2 (第7条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い) (1) および第8条 (保険金の請求) (2) 関係)

| 保 険 金 請 求 書 類 | |
|--|--|
| 提出書類 | |
| (1) 保険金請求書 | |
| (2) 保険証券 | |
| (3) 当社の定める要介護状態報告書 | |
| (4) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書(注1)または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(注2) | |
| (5) 被保険者の戸籍抄本 | |
| (6) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書 | |
| (7) 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書 | |
| (8) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3) | |
| (9) その他当社が普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの | |

(注1) 診断書および診療明細書は、当社の定める様式とします。

(注2) 要介護認定等を証明する書類とは、公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。

(注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委託する場合に必要とします。

親介護一時金支払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

| 用語 | 説明 |
|--------------|--|
| い 医師 | 保険契約者・被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合は、これらの者以外の医師をいいます。 |
| か 介護一時金額 | この特約により補償される要介護状態が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の基準となる額であって、保険証券記載の親介護一時金額をいいます。 |
| 介護一時金支払継続契約 | 介護一時金支払保険契約または他の介護一時金補償契約の満期日(注)を始期日とする介護一時金支払保険契約または他の介護一時金補償契約をいいます。 (注)満期日は、その介護一時金支払保険契約または他の介護一時金補償契約が満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、「満期日の翌日」と読み替えます。 |
| 介護一時金支払初年度契約 | 介護一時金支払継続契約以外の介護一時金支払保険契約または他の介護一時金補償契約をいいます。 |
| 介護一時金支払保険契約 | この特約が適用される保険契約(注)をいいます。 (注)この特約が適用される保険契約には、当社の他の保険契約のうち当社が認めた保険契約を含みます。 |

| 用語 | 説明 |
|-------------------|--|
| こ 公的介護保険制度 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。 |
| 公的介護保険制度の要介護認定等 | 公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定、要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定をいいます。 |
| し 死体の検査 | 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。 |
| た 他の介護一時金支払保険契約 | 介護一時金支払保険契約以外の当社があらかじめ認めた要介護状態を補償する保険契約または共済契約をいいます。 |
| に 認知症 | 正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に発生した器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。 認知症により介護が必要な状態 ① 認知症により、次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には別表1(1)に規定する状態をいいます。 ア、寝返りができない状態 イ、立ち上がりができない状態 ウ、歩行等ができない状態 エ、その他の複雑な動作等ができない状態 オ、日常生活上の行為がほとんどできない状態 ② 認知症により、別表1(2)に規定するいくつかの問題行動があるために介護が必要な状態 |
| ね 寝たきりにより介護が必要な状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ① 次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には別表1(1)に規定する状態をいいます。 ア、寝返りができない状態 イ、立ち上がりができない状態 ウ、歩行等ができない状態 エ、その他の複雑な動作等ができない状態 ② 日常生活上的一部の行為において介護が必要な状態。具体的には別表1(3)に規定する状態をいいます。 |
| ひ 被保険者 | この特約により補償の対象となる者であって、この特約の被保険者として保険証券記載の者をいいます。 |
| ふ フランチャイズ期間 | 保険証券記載のフランチャイズ期間をいいます。 |
| ほ 保険金 | この特約により補償される要介護状態が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、親介護一時金をいいます。 |
| よ 要介護状態 | 被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 被保険者が公的介護保険制度の第1号被保険者(注1)である場合公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上の状態 ② 被保険者が公的介護保険制度の第2号被保険者(注2)である場合公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(注3)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。 ③ 被保険者が公的介護保険制度の被保険者でない場合 寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態 ④ 第1号被保険者とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第9条(被保険者)第1号に規定する65才以上の者をいいます。 ⑤ 第2号被保険者とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第9条(被保険者)第2号に規定する40才以上65才未満の者をいいます。 ⑥ 特定疾病とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条(定義)第3項第2号に定める特定疾病をいいます。 要介護状態開始日 次のいずれか早い日をいいます。 ① 被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ② 被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等(注)の効力が生じた日 (注)要介護認定等は、要介護状態区分が「3」以上の場合に限ります。 要介護状態区分 平成11年厚生省令第58号第1条(要介護認定の審査判定基準等)に基づく要介護状態区分をいいます。 |

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した場合に、その要介護状態に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
(2) 当社は、保険期間中に被保険者が要介護状態になった場合に限り、保険金を支払います。

- (3) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次のいずれかに該当する被保険者の要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
- ① この介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、保険料領収までの間に発生した要介護状態の原因となった事由による要介護状態（注）
 - ② この介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、保険料領収までの間に開始した要介護状態
 - ③ この保険契約が介護一時金支払継続契約であり、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の原因となった事由が発生した時の介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、その介護一時金支払保険契約の保険料領収までの間であった場合は、その要介護状態の原因となった事由によってその介護一時金支払継続契約の保険期間中に始まった要介護状態（注）
- （注）要介護状態には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 本条（1）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ 本条（1）④から⑥までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混亂に基づいて発生した事故
 - ⑧ 本条（1）⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑨ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - ⑩ 治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用
 - ⑪ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア、被保険者が法令に定められた運転資格（注5）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - (2) 当社は、被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 - (3) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者（注1）もしくは保険金を受け取るべき者（注2）が治療をさせなかったことにより、被保険者が要介護状態となった場合または被保険者の要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - (4) 当社は、要介護状態の原因となった事由（注6）が発生した時が次のいずれかに該当する要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
 - ① この保険契約が介護一時金支払初年度契約である場合は、保険期間の開始時より前
 - ② この保険契約が介護一時金支払継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた介護一時金支払初年度契約の保険期間の開始時より前。ただし、要介護状態の原因となった事由（注6）が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡して365日以前であるときは、その要介護状態の原因となった事由（注6）は、保険期間の開始時以降に発生したものとして取り扱います。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（注5）法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。

（注6）要介護状態の原因となった事由には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）に該当した場合は、介護一時金額を保険金として被保険者に支払います。
- (2) この保険契約が介護一時金支払継続契約である場合において、要介護状態の原因となった事由（注）が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときの当社が支払うべき保険金の額は、次のとおりとします。

| 要介護状態の原因となった事由（注） が発生した時 | 保険金の額 |
|---|--|
| ① 介護一時金支払初年度契約が他の介護一時金補償契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初めての介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時より前 | 初めの介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額 |
| ② この保険契約が継続されてきた初めての介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時以降 | 要介護状態の原因となった事由（注）が発生した時の介護一時金支払保険契約の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額 |

（3）本条（2）の規定にかかわらず、この保険契約が介護一時金支払継続契約である場合において、要介護状態の原因となった事由（注）が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡して365日以前であるときは、この保険契約の支払条件により算出された額を支払います。

（注）要介護状態の原因となった事由には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第4条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）

- (1) 保険金支払の対象とならない事由の影響によって、要介護状態の程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったことにより要介護状態の程度が加重された場合も、本条（1）と同様の方法で支払います。
- （注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（特約の失効）

保険期間の中途において被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、この特約は要介護状態開始日に遡及して効力を失います。

第6条（この特約の保険料の取扱い）

第5条（特約の失効）の規定により、この特約が失効となる場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込保険料（注）の全額を一括して当社に払い込まれなければなりません。

（注）未払込保険料とは、この特約の分割保険料の総額から既に払い込まれたこの特約の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 被保険者が要介護状態となった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、要介護状態となった日からその日を含めて30日以内に、要介護状態の内容および状況等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは要介護状態の内容を証明する医師の診断書（注1）もしくは公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（注2）の提示を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険金を支払うべき要介護状態であった被保険者が、公的介護保険制度に基づく要介護状態区分の変更（注3）を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（1）または（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注1）診断書は、当社の定める様式とします。
- （注2）要介護認定等を証明する書類とは、別表2（4）に規定する書類をいいます。
- （注3）要介護状態区分の変更には、要介護認定の取消を含みます。

第8条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（1）に定める時は、被保険者の要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めてフランチャイズ期間を超えて継続した時とします。
- (2) 普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）（2）に規定する書類は、別表2に掲げる書類とします。

第9条（当社の要介護状態判定のための要求）

- (1) 当社は、第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または普通保険約款基本条項第17条（保険金の請求）およびこの特約第8条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、要介護状態の内容の判定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。
- (2) 本条（1）の規定による診断または死体の検査のために要した費用（注）は、当社が負担します。
- （注）費用には、収入の喪失を含みません。

第10条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその要介護状態または要介護状態の原因となった事由（注1）について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

（注1）要介護状態の原因となった事由には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第11条（契約年令の計算方法および誤りの場合の取扱い）

（1）この保険契約の契約年令は、満年令で計算します。

（2）保険申込書に記載された被保険者の契約年令に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。

① 正しい契約年令が保険契約締結の当时、当社の定める引受対象年令の範囲外であった場合には、この特約は無効とし、既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を保険契約者に返還します。

② 正しい契約年令が保険契約締結の当时、当社の定める引受対象年令の範囲内であった場合には、初めから正しい契約年令に基づいて介護一時金支払保険契約を締結したものとみなします。この場合において、既に払い込まれたこの特約の保険料が正しい契約年令に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還し、または追加保険料を請求します。

（3）当社は、保険契約者が本条（2）②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

（4）本条（2）②の規定による追加保険料を請求する場合において、本条（3）の規定によりこの特約を解除できるときは、次のいずれかに該当する要介護状態に對しては、当社は、誤った契約年令に基づいたこの特約の保険料の正しい契約年令に基づいたこの特約の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

① 契約年令を誤った介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に発生した要介護状態の原因となった事由（注2）による要介護状態

② 契約年令を誤った介護一時金支払保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に開始された要介護状態

（注1）追加保険料の払込みを怠った場合は、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合をいいます。

（注2）要介護状態の原因となった事由には、公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

第12条（特定疾病等対象外特約が適用される場合の取扱い）

（1）この保険契約に特定疾病等対象外特約が適用される場合において、補償対象外とする疾病についての告知事項を告げた者の要介護状態の原因となった事由が同時第1条（保険金を支払わない場合）において疾病保険金を支払わないとしている疾病等であるときは、当社は、保険金を支払いません。

（2）この保険契約に特定疾病等対象外特約が適用される場合であっても、補償対象外とする疾病についての告知事項を告げた者以外の被保険者に對しては、特定疾病等対象外特約の規定を適用しません。

第13条（被保険者の範囲に関する特約が適用される場合の取扱い）

この保険契約に次のいずれかの特約が適用される場合には、この特約は被保険者範囲個別規定型特約として取り扱います。

① 家族型への変更に関する特約

② 夫婦型への変更に関する特約

③ 配偶者対象外型への変更に関する特約

第14条（被保険者が複数の場合の取扱い）

この特約の被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約および普通保険約款の規定を適用します。

第15条（要介護状態区分が変更された場合の読み替え）

公的介護保険制度を定める法令の改正等により「要介護状態区分」に変更があった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、「用語の説明」の「要介護状態」および「要介護状態開始日」の説明の規定を次のとおり読み替えて適用できるものとします。

「

| 用語 | 説明 |
|------------|--|
| よ 要介護状態 | 寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態をいいます。 |
| 要介護状態開始日 | 被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日をいいます。 |

第16条（普通保険約款の不適用）

この特約については、普通保険約款基本条項第22条（契約内容の登録）の規定は適用しません。

第17条（契約時の告知に関する特則）

（1）普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が介護一時金支払継続契約である場合には、被保険者

の疾病的発病の有無については、告知事項とはしません。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、介護一時金支払初年度契約の後に、この保険契約の支払条件について当社の保険責任を加重する場合には、被保険者の疾病的発病の有無についても、告知事項とします。この場合において、普通保険約款基本条項第4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）（2）の規定を適用するときは、当社は、この介護一時金支払保険契約のうち当社の保険責任を加重した部分についてのみ解除することができます。

第18条（普通保険約款の読み替え）

（1）この特約については、普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）（1）①アからウ、までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

ア、要介護状態発生の原因

イ、要介護状態発生の状況

ウ、要介護状態発生の有無または要介護状態の内容

」

（2）この特約については、普通保険約款基本条項第18条（保険金の支払）（1）③アからウ、までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

ア、要介護状態の程度

イ、要介護状態の原因となった事由と要介護状態との関係

ウ、要介護状態の状況

」

第19条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1（「用語の説明」関係）

（1）

| 区分 | 状態 |
|-----------------------|---|
| ① 寝返りができない状態 | ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまつても、自分では寝返りをすることができない。 |
| ② 立ち上がりができない状態 | ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまつても、自分ではいす、ベッドまたは車いす等に膝をほぼ90度に屈曲させて座っている状態から立ち上がることができない。 |
| ③ 歩行等ができない状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア、壁、手すり、いすの背または杖等につかまつても、自分では両足での立位保持（注1）ができない。 イ、杖、義足、歩行器等を使用しても、または、壁もしくは手すり等につかまつても、自分では歩行（注2）することができない。 |
| ④ その他の複雑な動作等ができない状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア、自分では車いす等への移乗（注3）をすることができない。（注4） イ、壁または手すり等につかまつても、自分では片足での立位保持（注5）ができない。 ウ、自分では入浴時の洗身（注6）を全く行うことができない。（注7） |
| ⑤ 日常生活上の行為がほとんどできない状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（注8）も全くすることができない。 イ、自分では食事を全く摂取することができない。 |

（2）いくつかの問題行動があるため介護が必要な状態とは、次に掲げる項目のうち3項目以上に該当する状態をいいます。

① 自分の誕生日および年令のいずれも答えることができない。

② 現在の季節を理解できない。

③ 今いる場所の認識ができない。

④ ひどい物忘れがある。

⑤ まわりのことに関心を示さないことがある。

⑥ 夜間不眠または昼夜の逆転がある。

⑦ 暴言または暴行を行う。

⑧ 同じ話を繰り返したり、口または物を使って不快な音を立てる。

⑨ 大声をだす。

⑩ 介護者の助言や介護に抵抗する。

⑪ 外出中に道に迷う。

⑫ 物を壊すまたは衣類を破く等の破壊行為をする。

⑬ 不潔行為をする。

⑭ 異食行為をする。

⑮ 物を盗られたなどと被害的になることがある。

⑯ 作話をし周囲に言いふらすことがある。

⑰ 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。

⑱ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。

- ⑯ 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。
 ⑰ 1人で外出したがり目を離せないことがある。
 ⑱ いろいろなものを集めたり、無断でもつくることがある。
 ⑲ 火の始末や火元の管理ができないことがある。
 ⑳ 周囲が迷惑している性的行動がある。
- (3) 日常生活上の一歩の行為において介護が必要な状態とは、次のいずれかの状態をいいます。
 ① 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(注8)もすることができない。(注9)
 ② 自分では食事を摂取することができない。(注10)
- (注1) 両足での立位保持とは、両足で立った状態において、平らな床の上で立位を10秒間程度保持することをいいます。
- (注2) 歩行とは、立った状態から5メートル以上歩くことをいいます。
- (注3) 車いす等への移乗とは、ベッドから車いすもしくはいすへ、車いすから車いすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることをいいます。
- (注4) 自分で移乗することができる場合であっても、他人により事故が起らぬよう見守らることを必要とする状態を含みます。
- (注5) 片足での立位保持とは、平らな床の上で両足での立位の後、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のままの立位を1秒間程度保持することをいいます。
- (注6) 洗身とは、浴室などでスポンジ、手ぬぐい、タオル等に石鹼等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません。
- (注7) 介護者にタオル等に石鹼等をつけてもらうことにより、体の一部を自分で洗うことができる状態を含みません。
- (注8) 後始末とは、身体のよごれた部分を拭く行為およびトイレ内でおこなった部分を拭く行為をいいます。
- (注9) 自分で排尿および排せつ後の身体の汚れたところを拭くことができる場合でも、紙の用意およびトイレ内の汚れたところを拭く等の援助が必要な状態を含みます。
- (注10) 食事の際に食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の部分的な介助のみを必要とする状態を含みます。

別表2 (第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1) および第8条(保険金の請求)(2) 関係)

保険金請求書類

| 提出書類 |
|--|
| (1) 保険金請求書 |
| (2) 保険証券 |
| (3) 当社の定める要介護状態報告書 |
| (4) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書(注1)または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(注2) |
| (5) 被保険者の戸籍抄本 |
| (6) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書 |
| (7) 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書 |
| (8) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3) |
| (9) その他当社が普通保険約款基本条項第18条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの |

(注1) 診断書および診療明細書は、当社の定める様式とします。

(注2) 要介護認定等を証明する書類とは、公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。

(注3) 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書は、保険金の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用)

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

| 用語 | 説明 |
|----------------|---|
| か 介護一時金支払特約 | 次の特約のうち、この保険契約に適用される特約をいいます。 ① 介護一時金支払特約 ② 親介護一時金支払特約 |

第1条(介護一時金支払特約の読み替え)

この特約により、介護一時金支払特約「用語の説明」の説明の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 「認知症により介護が必要な状態」を次のとおり読み替えます。

「

| | |
|----------------|--|
| 認知症により介護が必要な状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ① 認知症により、次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的にはこの特約別表(1)に規定する状態をいいます。 ア、寝返りができない状態 イ、歩行等ができない状態 ウ、その他の複雑な動作等ができないまたは一部の動作等に支障がある状態 エ、日常生活上的一部の行為において部分的または全面的に介護が必要な状態 ② 認知症により、この特約別表(2)に規定するいくつかの問題行動があるために介護が必要な状態 |
|----------------|--|

」

② 「寝たきりにより介護が必要な状態」を次のとおり読み替えます。

「

| | |
|-----------------|---|
| 寝たきりにより介護が必要な状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ① 次のいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的にはこの特約別表(1)に規定する状態をいいます。 ア、寝返りができない状態 イ、歩行等ができない状態 ウ、その他の複雑な動作等ができないまたは一部の動作等に支障がある状態 エ、日常生活上的一部の行為において部分的または全面的に介護が必要な状態 ② 衣類の着脱に支障があるために介護が必要な状態。具体的にはこの特約別表(3)に規定する状態をいいます。 |
|-----------------|---|

」

③ 「要介護状態」を次のとおり読み替えます。

「

| | |
|-------|--|
| 要介護状態 | 被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 被保険者が公的介護保険制度の第1号被保険者(注1)である場合公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「2」以上の状態 ② 被保険者が公的介護保険制度の第2号被保険者(注2)である場合公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「2」以上の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(注3)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。 ③ 被保険者が公的介護保険制度の被保険者でない場合 寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態 (注1) 第1号被保険者とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第9条(被保険者)第1号に規定する65才以上の者をいいます。 (注2) 第2号被保険者とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第9条(被保険者)第2号に規定する40才以上65才未満の者をいいます。 (注3) 特定疾病とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条(定義)第3項第2号に定める特定疾病をいいます。 |
|-------|--|

」

④ 「要介護状態開始日」を次のとおり読み替えます。

「

| | |
|----------|---|
| 要介護状態開始日 | 次のいずれか早い日をいいます。 ① 被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ② 被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等(注)の効力が生じた日 (注) 要介護認定等は、要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。 |
|----------|---|

第2条(要介護状態区分が「2」以上の認定を受けた状態となっていた場合の取扱い)

当社は、この保険契約が初めてこの特約を適用した介護一時金支払継続契約である場合において、この保険契約の始期日の前日に、被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「2」以上の認定を受けた状態となっていた場合、第1条(介護一時金支払特約の読み替え)の規定を適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、介護一時金支払特約および普通保険約款の規定を準用します。

別表（第1条（介護一時金支払特約の読み替え）関係）

(1)

| 区分 | 状態 |
|-------------------------------------|--|
| ① 寝返りができるない状態 | ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまつても、自分では寝返りをすることができない。 |
| ② 歩行等ができるない状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 自分では両足での立位保持（注1）ができない。（注2） イ. 杖、義足、歩行器等を使用しても、または、壁もしくは手すり等につかまつても、自分では歩行（注3）することができない。 |
| ③ その他の複雑な動作等ができないまたは一部の動作等に支障がある状態 | 次のいずれかに該当する状態をいいます。 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態 次のいずれにも該当する状態をいいます。 (ア) 自分では車いす等への移乗（注4）をすることができない。（注5） (イ) 自分では入浴時の洗身（注6）を行うことができない。（注7） イ. 自分では入浴時の洗身（注6）を全く行うことができない。（注8） |
| ④ 日常生活上的一部の行為において部分的または全面的に介護が必要な状態 | 次のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（注9）もすることができない。（注10） イ. 齒磨きの一連の行為を一人で行うことができない。（注11） ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことができない。（注11） |

(2) いくつかの問題行動があるために介護が必要な状態とは、次に掲げる項目のうち3項目以上に該当する状態をいいます。

- ① 自力で内服薬を服用できない。（注12）
- ② 金銭の管理ができない。
- ③ 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。
- ④ 現在の季節を理解できない。
- ⑤ 今いる場所の認識ができない。
- ⑥ ひどい物忘れがある。
- ⑦ まわりのことに関心を示さないことがある。
- ⑧ 夜間不眠または昼夜の逆転がある。
- ⑨ 暴言または暴行を行う。
- ⑩ 同じ話を繰り返したり、口または物を使って不快な音を立てる。
- ⑪ 大声をだす。
- ⑫ 介護者の助言や介護に抵抗する。
- ⑬ 外出中に道に迷う。
- ⑭ 物を壊すまたは衣類を破く等の破壊行為をする。
- ⑮ 不潔行為をする。
- ⑯ 異食行為をする。
- ⑰ 物を盗られたなどと被害的になることがある。
- ⑯ 作話をし周囲に言いふらすことがある。
- ⑯ 実際にないものが見えたり聞こえることがある。
- ⑯ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
- ⑯ 外出するところ病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。
- ⑯ 1人で外出に出たがり目を離せないことがある。
- ⑯ いろいろなものを集めたり、無断でもってくことがある。
- ⑯ 火の始末や火元の管理ができないことがある。
- ⑯ 周囲が迷惑している性的行動がある。

(3) 衣類の着脱に支障がある状態とは、次に掲げる項目のうち2項目以上の行為ができない状態（注13）もしくは3項目以上の行為についてできない状態（注13）または見守りを必要とする状態（注14）をいいます。

- ① ボタンのかけはずし
- ② 上衣の着脱
- ③ ズボンまたはパンツ等の着脱
- ④ 靴下の着脱

(注1) 両足での立位保持とは、両足で立った状態において、平らな床の上で立位を10秒間程度保持することをいいます。

(注2) 壁または手すり等につかまれば立位保持が可能な場合を含みます。

(注3) 行歩とは、立った状態から5メートル以上歩くことをいいます。

(注4) 車いす等への移乗とは、ベッドから車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることをいいます。

(注5) 自分で移乗することが可能な場合であっても、他人により事故が起らぬよう見守られることを必要とする状態を含みます。

(注6) 洗身とは、浴室でスポンジ、手ぬぐい、タオル等に石鹼等をつけて全身を洗

うことをいい、洗髪行為は含みません。

(注7) 介護者にタオル等に石鹼等をつけてもらうことにより、体の一部を自分で洗うことができる状態を含みます。

(注8) 洗身のすべてを介護者が行っている状態をいいます。

(注9) 後始末とは、身体のよごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為をいいます。

(注10) 自分で排尿および排せつ後の身体の汚れたところを拭くことができる場合でも、紙の用意およびトイレ内の汚れたところを拭く等の援助が必要な状態を含みます。

(注11) 部分的に介助が必要な場合を含みます。

(注12) 飲む時間もしくは飲む量の指示または水を用意する等の何らかの介助を要する状態を含みます。

(注13) 部分的に介助が必要な場合を含みます。

(注14) 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。

親の介護による休業補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。（50音順）

| | 用語 | 説明 |
|---|-----------------|---|
| い | 医師 | 保険契約者、被保険者、介護対象者または保険金を受け取るべき者が医師である場合は、これらの者以外の医師をいいます。 |
| か | 介護対象者 | この特約の介護対象者として保険証券記載の者をいいます。 |
| か | 介護による休業 | 要介護状態である介護対象者を介護すること目的として、被保険者が得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第11条に定める休業（注）をいいます。なお、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第11条に定める休業（注）をしている間に、介護対象者が要介護状態となった場合には、介護対象者が要介護状態となった時から、介護による休業を取得したものとします。 |
| か | 介護による休業補償継続契約 | 介護による休業補償保険契約または他の介護による休業補償保険契約に関する法律（平成3年法律第76号）第11条に定める休業（注）をいいます。 |
| か | 介護による休業補償契約 | 介護による休業補償保険契約または他の介護による休業補償保険契約をいいます。 |
| か | 介護による休業補償契約 | 介護による休業補償保険契約が満期日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、「満期日の翌日」と読み替えます。 |
| か | 介護による休業補償継続契約 | 介護による休業補償保険契約以外の介護による休業補償保険契約または他の介護による休業補償保険契約をいいます。 |
| こ | 公的介護保険制度 | この特約が適用される保険契約（注）をいいます。 |
| こ | 公的介護保険制度の要介護認定等 | （注）この特約が適用される保険契約には、当社の他の保険契約のうち当社が認めた保険契約を含みます。 |
| こ | 定期所得 | 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。 |
| こ | 定期所得 | 公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定、要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定をいいます。 |
| し | 死体の検査 | 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。 |
| し | 他の介護による休業補償保険契約 | 介護による休業補償保険契約以外の当社があらかじめ認めた介護による休業を取得したことによる損害を補償する保険契約または共済契約をいいます。 |
| て | 定期所得 | 給与所得に係る総収入金額（注）から介護による休業となることにより支出を免れる金額（注）を差し引いたものをいいます。ただし、介護による休業の発生にかかわらず得られる収入は含みません。 |
| て | 定期所得 | （注）金額は、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。 |
| て | 定期所得 | 当社が保険金を支払う限度とする期間で、免責期間（日数）の終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。 |